

岩手県告示第194号

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）第6条第2項の規定により、いわて子どもの森の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

区 分			単 位	利用料金
宿泊室	基本利用料金		1日までごとに1室につき	円 6,790
	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1人につき	690
		一般	1日までごとに1人につき	1,360
会議室			9時から12時まで	1,360
			13時から17時まで	1,900
			9時から17時まで	3,260
研修室			9時から12時まで	5,570
			13時から17時まで	7,470
			9時から17時まで	13,020
調理体験室			9時から12時まで	2,450
			13時から17時まで	3,260
			9時から17時まで	5,700
多目的ホ ール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	12,350
			13時から17時まで	16,550
			9時から17時まで	28,890
	入場料等を徴収する 場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	18,590
			13時から17時まで	24,830
			9時から17時まで	43,410
		興行として行うものである場合	9時から12時まで	37,170
			13時から17時まで	49,650
			9時から17時まで	86,810
テントサ イト	一般サイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	1,360
		一時使用	1区画につき	690
	世界のテント	宿泊	1日までごとに1区画につき	4,070
		一時使用	1区画につき	2,040
シャワー			1人1回につき	150

- 備考1 宿泊室の利用料金は、基本利用料金及び加算利用料金を合算した額とする。
- 2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
- 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。
- 4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の

150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
テント	宿泊	1日までごとに1張につき	円 1,360
	一時使用	1張につき	690
炊事用具	宿泊	1日までごとに1式につき	690
	一時使用	1式につき	340
寝袋	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1個につき	150
	一般	1日までごとに1個につき	270
自転車	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1台につき	150
	一般	1台につき	270
歩くスキー	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1式につき	150
	一般	1式につき	270

備考1 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日